

令和 5 年

舞鶴市議会第 2 回臨時会議案

第 33 号議案～第 35 号議案

令和 5 年 5 月 8 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第 33 号 議案	専決処分の承認を求めることについて (令和 4 年度舞鶴市一般会計補正予算(第 11 号))	1 専決書 別冊
第 34 号 議案	専決処分の承認を求めることについて (舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定)	3
第 35 号 議案	令和 5 年度 舞鶴市一般会計補正予算(第 1 号)	別冊

第 33 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により下記事項について別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和 4 年度舞鶴市一般会計補正予算(第 11 号)(専決第 3 号)

令和 5 年 5 月 8 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(長の専決処分)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(第 4 項 略)

第 34 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定(専決第 4 号)

令和 5 年 5 月 8 日提出

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

専決第 4 号

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により、市議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、舞鶴市市税条例の一部を改正する条例制定について、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

舞鶴市市税条例の一部を改正する条例

舞鶴市市税条例(昭和 31 年条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 46 条中「第 5 号の 15 様式」の右に「又は第 5 号の 15 の 2 様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第 48 条第 1 項及び第 5 項中「第 22 号の 4 様式」の右に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」を加える。

第 50 条第 1 項中「第 22 号の 4 様式」の右に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」を加え、同条第 2 項中「においては」を「には」に改める。

第 98 条第 1 項及び第 5 項並びに第 101 条第 1 項中「第 34 号の 2 の 5 様式」の右に「又は第 34 号の 2 の 5 の 2 様式」を加える。

附則第 7 条中「、第 63 条又は第 64 条」を「又は第 63 条」に、「、第 63 条若しくは第 64 条」を「若しくは第 63 条」に改める。

附則第 7 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 22 項」を「附則第 15 条第 21 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 23 項第 1 号」を「附則第 15 条第 22 項第 1 号」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 23 項第 2 号」を「附則第 15 条第 22 項第 2 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 23 項第 3 号」を「附則第 15 条第 22 項第 3 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 24 項第 1 号」を「附則第 15 条第

23 項第 1 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 24 項第 2 号」を「附則第 15 条第 23 項第 2 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号イ」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ニ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号イ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号ハ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改め、同条第 20 項を削る。

附則第 7 条の 3 第 12 項中「附則第 7 条第 13 項」を「附則第 7 条第 17 項」に改める。

附則第 7 条の 4 第 2 項中「令和 3 年度分及び令和 4 年度分」を「令和 5 年度分及び令和 6 年度分」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(令和 2 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第 7 条の 5 法附則第 16 条の 4 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第 12 条の 6 第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 3 項第 3 号から第 5 号までに掲げる者である場合にあつては、同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する被災住宅用地の上に令和 2 年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第 16 条の 4 第 1 項(同条第 2 項に

において準用する場合及び同条第 6 項(同条第 7 項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

- (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第 16 条の 4 第 1 項(同条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和 5 年度分及び令和 6 年度分の固定資産税については、第 74 条の規定は適用しない。
- 3 法附則第 16 条の 4 第 4 項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第 4 項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第 16 条の 4 第 3 項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第 16 条の 4 第 3 項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法附則第 16 条の 4 第 9 項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第 12 条の 2 を削り、附則第 12 条の 2 の 2 を附則第 12 条の 2 とする。

附則第 12 条の 6 第 3 項を削る。

附則第 13 条第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改め、同条第 2 項中「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に、「令和 3 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第 3 項から第 6 項までを削り、同条第 7 項中「附則第 30 条第 7 項」を「附則第 30 条第 3 項」に、「3 輪以上のガソリン軽自動車」を「3 輪以上の法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)」に改め、「、当該ガソリン軽自動車 が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた 場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定 を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定 中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号 ア(イ)中「3,900 円」とあるのは「2,000 円」と、同号ア(ウ)a 中「6,900 円」とあ るのは「3,500 円」」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 8 項中「附則第 30 条第 8 項」を「附則第 30 条第 4 項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車 が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には 令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を 「令和 7 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受け た日の属する年度の翌年度分」に、「第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア(イ) 中「3,900 円」とあるのは「3,000 円」と、同号ア(ウ)a 中「6,900 円」とあるのは 「5,200 円」」に改め、同項を同条第 4 項とする。

附則第 13 条の 2 第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の舞鶴市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和 5 年度以後の年度分の

固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
(軽自動車税に関する経過措置)

- 4 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の舞鶴市市税条例附則第12条の2及び第12条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 5 新条例附則第13条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。